

女子差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書

あらゆる分野における女性差別の撤廃をうたった「女子差別撤廃条約」の実効性を高めるため、同条約の選択議定書が１９９９年の国連総会で採択されました。同条約を締結する１８９カ国のうち、１１２カ国が選択議定書を批准しています。また、ＯＥＣＤへ加盟する３６カ国では、３０カ国が批准しています。

政府が女性の活躍を推進している一方で、各国における男女格差を測る「ジェンダー・ギャップ指数２０１８」によると、日本は世界１４９カ国のうち、１１０位といまだ低い状況です。

近年、財務省高官によるセクハラ疑惑や大学の医学部入試で女性受験者に不利な得点操作が行われるなど、女性差別が明らかになりました。

こうした現状に即し、女性差別撤廃の取組強化を図るために、選択議定書の批准を求める声が高まっていて、批准を求める請願も国会に提出されています。

選択議定書が批准されれば、同条約に定められた権利侵害について、「女子差別撤廃委員会」に対し、個人又は集団が直接通報することができ、同委員会は通報について調査や審議をおこない、必要に応じて該当する締約国に対し勧告や見解の提出を求めることができます。

「第４次男女共同参画基本計画」には、女子差別撤廃条約の積極的遵守等に努めることや、女子差別撤廃条約の選択議定書の早期締結について真剣に検討を進めることが明記されています。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、日本が人権の先進国として国際社会で信頼されるため、同条約の選択議定書を速やかに批准するよう強く要望します。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和 元年１２月１８日

大和郡山市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣